

## 第19回 中国地区シニアバドミントン選手権大会 要項

1. 主催 中国地区バドミントン協会
2. 共催 (公財) 鳥根県体育協会
3. 主管 鳥根県バドミントン協会
4. 後援 (公財) 松江市体育協会 山陰中央新報社
5. 協賛 ヨネックス株式会社 ヒロウン株式会社
6. 期日 平成30年11月3日(土)～4日(日)
7. 会場 松江市総合体育館  
鳥根県松江市学園南1-21-1 ☎0852(25)1700
8. 種目・種別  
① 30歳以上男子 単 ② 30歳以上男子 複  
③ 30歳以上女子 単 ④ 30歳以上女子 複  
⑤ 40歳以上男子 単 ⑥ 40歳以上男子 複  
⑦ 40歳以上女子 単 ⑧ 40歳以上女子 複  
⑨ 40歳以上混合 複 ⑩ 50歳以上男子 単  
⑪ 50歳以上男子 複 ⑫ 50歳以上女子 複  
⑬ 50歳以上混合 複 ⑭ 60歳以上男子 単  
⑮ 60歳以上男子 複 ⑯ 60歳以上女子 複  
⑰ 60歳以上混合 複 ⑱ 65歳以上男子 単  
⑲ 65歳以上男子 複 ⑳ 65歳以上女子 複  
㉑ 65歳以上混合 複  
(年齢は、平成30年4月1日現在の満年齢とする)
9. 競技規則 平成30年度(公財)日本バドミントン協会競技規則及び大会運営規程並びに公認審判員規程による。
10. 競技方法 (1) 各種目とも、トーナメント戦により優勝を決定する。3位決定戦は行わない。  
(2) 大会初日は、複の試合を行い、2日目に単及び混合複の試合を行う。  
(3) 各種目において、参加者数が4名(組)以上及び参加県が2県以上ない場合は、実施しない。
11. 使用器具 (1) (公財)日本バドミントン協会検定審査合格品とする。  
(2) (公財)日本バドミントン協会第1種検定合格球とし、大会事務局が一括準備したシャトルを購入し、試合の都度お互いに提出する。
12. 参加資格 (1) 出場選手は、平成30年度(公財)日本バドミントン協会及び所属県バドミントン協会に会員登録した者。  
(2) 所属県とは、中国地区内の(公財)日本バドミントン協会への登録県を言う。  
(3) (公財)日本バドミントン協会公認審判員資格を有する者。
13. 参加制限 (1) 選手は、1人2種目までの参加とし、単と混合複は兼ねられない。  
(2) 各県への割当ては各種目とも8人(組)以内とする。主管県は16人(組)とする。60歳及び65歳以上の各種目は、4人(組)とし、主管県は8人(くみ)とする。

(3) 各種目とも、前回大会のベスト4以上の入賞者(組)は、推薦出場資格を有し列枠とする。ただし、複のペアは前回大会と同一でなくてはならない。

(4) 複のペアは、同一の所属県でなくてはならない。

14. 組合せ 組合せは競技役員長の指示もと、競技審判部長及び主管団体役員との間で行う。

15. 参加料 各種目とも、1人1種目2,500円(複は1組5,000円)とする。

16. 申込方法 所定の参加申込書に必要事項を記入し、所属協会印及び申込責任者印(各県理事長)を押印の上、下記に郵送とメールにて申し込むこと。

17. 申込先 〒690-0322

鳥根県松江市鹿島町恵曇381

鳥根県バドミントン協会 競技委員会 安達 俊夫 宛

携帯(090)5379-7866

FAX(0852)82-0901

Email:t-adachi@kanatsu.co.jp

18. 納入方法 参加料は、各県協会ごと一括して、下記の口座に振り込むこと。

銀行名 : 山陰合同銀行本店

口座番号 : 3615133

口座名 : 鳥根県バドミントン協会大会事務局 岩田守弘

19. 申込期限 平成30年9月21日(金)必着とする。郵送以外は受け付けない。

20. 服装 (1) 服装は、白色または(公財)日本バドミントン協会審査合格品とし、上着背面には、3行までの文字列を中央に県名・チーム名・選手名など1行以上表示すること。文字列各行の大きさ、高さ6cm~10cm、横30cm以内とする。

(2) 表示のない選手は、失格とする。

(例)

県名
チーム名
選手名

クラブ名
選手名

21. 表彰 各種目とも、3位まで表彰する。

22. 大会日程 11月3日(土) 8:30~ 受付開始(複)

8:45~ 選手練習

9:30~ 競技開始

11月4日(日) 8:30~ 受付開始(単・混合複)

8:45~ 選手練習

9:30~ 競技開始

競技終了後、表彰

23. その他 (1) この大会に際して提供される個人情報、本大会活動に利用するものとし、これ以外の目的に使用することはありません。

(2) 病気や事故に備えて、各自健康保険証を持参すること。怪我などの場合はできる範囲での応急処置はするが、その後は各自が責任を持つこと。

(3) 申込方法及び申込期限については厳守すること。

(4) 宿泊は、各自で確保すること。